

# 北九州市上下水道局公用車任意自動車保険契約仕様書

## 1 保険契約の内容

### (1) 賠償責任額

対人賠償：無制限（免責金額なし）

対物賠償：無制限（免責金額なし）

### (2) 運転者は北九州市上下水道局職員とする。なお、以下の車両の使用については上下水道局が承認した者も担保する。

給水車 4台（北九州800さ9813、北九州800さ9814、  
北九州800す4195、北九州800す4196）

### (3) 対人臨時費用、自損事故傷害、無保険車傷害及び車両保険等の各補償は不担保とする。

なお、以下の車両については人身傷害保険（免責金額なし）を付加する。

給水車 4台（北九州800さ9813、北九州800さ9814、  
北九州800す4195、北九州800す4196）

小型乗用車 2台（北九州501ほ4848（R8.2月入替予定）、  
北九州501め5913）

普通貨物車 1台（北九州100す7974）

普通乗用車 3台（北九州301て6060、北九州301つ2200  
北九州301つ2201）

### (4) 対人賠償・対物賠償ともに解決に至るまで示談交渉サービスを実施すること。

### (5) 対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、損害賠償請求権者（被害者）が損害賠償額（支払保険金額内）を保険会社へ直接請求できること。

### (6) 事故・故障により自力走行不能となった場合、脱輪の引上げ及び修理工場等までの搬送に要する費用（上限15万円まで）を補償すること。

### (7) 事故・故障により自力走行不能となった場合、30分以内に完了する修理（バッテリーの充電・キーを閉じ込めた場合の開錠、スペアタイヤの交換等）を無料で行うこと。

## 2 対象車両…別紙車両一覧のとおり

上下水道局が所有、使用又は管理する自動車

台数 上下水道局公用車全車両108台（基準日：令和8年4月1日）

## 3 保険契約期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで

## 4 保険料の支払い

(1) 年額一括払いとする。

ただし、年額保険料の払い込みを、令和9年4月30日まで猶予すること。

なお、猶予期間中に生じた事故による損害の賠償は担保するものとする。

(2) 上記2の基準日以降、契約期間開始日までの対象車両の増減車については、契約期間開始後14日以内に報告し、別途令和8年5月末日までに保険料の精算を行うものとする。また、報告日までに発生した事故による損害の賠償は担保するものとする。

(3) 契約保険期間において車両に入替及び増減があった場合には、速やかに精算する。

## 5 基本情報

契約者コード 947327

## 6 事故発生時の対応

(1) 北九州市内だけでなく、市外で発生した事故に対しても迅速・充分な事故処理を提供し、関係職員に必要な指示を与えるなど、初期対応のサポートを行うこと。

(2) 夜間・土曜・日曜・休日についても充実した事故対応を行うこと。

(3) 必要に応じて事故現場に選任スタッフが出向き、立会等を行うこと。

## 7 事故解決について

(1) 事故報告受付後、上下水道局と各種打ち合わせを十分行い、示談交渉、過失割合、損害額の決定を行うこと。

(2) 事故処理の進捗状況等について、示談交渉の経過報告を適宜行うこと。

(3) 事故の相手方とは、誠意をもって示談交渉を行うこと。

(4) 損害賠償請求権者（被害者）が損害保険会社との示談交渉に同意しない場合等、示談交渉が難航する場合についても、解決に至るまでの交渉をサポートすること。

(5) 当局担当職員の依頼に応じて、事故に関する書類等を提供すること。

(6) 当局が損害賠償請求訴訟に応訴する場合は、代理人（弁護士）を選任すること。  
この場合の代理人の選定等訴訟手続に関する経費は担保すること。

## 8 事故防止対策

(1) 事故発生時の連絡先と初期対応をコンパクトにまとめたカードを全車両備付け用として無償提供すること。

(2) 上下水道局が実施する安全運転研修（年1回程度）への講師を無償で派遣すること。

(3) 運転適正診断等の実施により安全運転教育指導をするなど、安全運転に有効な事故防止サービスの提供すること。

## 9 暴力団関与の場合の解除権

発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
  - (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

## 10 その他

- (1) 入札後、落札業者は車両毎の保険料明細書を早急に提出すること。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は又は定めのない事項で必要な場合は、北九州市上下水道局と保険会社で協議の上決定する。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。